

広島県訓令第九号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十月十日

地 本 方 機 関 庁
広島県知事 湯崎英彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令
広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
別表第三健康福祉局の部健康福祉総務課の項局長専決事項の欄第一号(一)中「第二十六条」
を「第九条」に改め、同号(二)中「第二十八条」を「第十二条」に改め、同項課長専決事項の
欄第一号中「第二十六条」を「第九条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。